「利用者負担」部会作業チーム報告書に対する 「厚生労働省からのコメント」についての修正要望

総合福祉部会・利用者負担作業チーム

去る6月23日の総合福祉部会において、厚生労働省から、「利用者負担」部会作業チーム報告書に対して、以下のコメントが発表された。

利用者負担作業チームの検討過程における厚生労働省の回答と異なるコメントや、指摘した問題点と齟齬のあるコメントが含まれていたため、それらについて修正をお願いしたい。

- 1. 応益負担軽減策の効果と問題点をめぐって
- (1) 利用者負担作業チームのまとめに対する労働省のコメント

応益負担軽減策の効果と問題点について、利用者負担作業チームは、「毎年度、制度が見直されるという前例のない事態が続いた要因は、厚労省が制度による影響や実態を十分把握することなく、応益負担の根本的欠陥にメスを入れずに部分的な修復にとどめたからであった」と評価した。それに対して厚生労働省は、以下のようにコメントされた。

(総論)

〇 平成22年4月から、低所得(市町村民税非課税)の障害者等につき、福祉サービスに係る利用者負担を無料としています(障害福祉サービスを利用する障害者のうち、85.8%の利用者が無料でサービスを受給。また、総費用額に占める利用者負担額の割合は、0.39%。(平成23年2月))。

(各論)

〇 これまでも、平成21年11月に障害者自立支援法の施行前後におけるサービスの利用者の実負担額を調査するなど、法施行による影響や実態を把握した上で、累次負担軽減策を講じてきたところです。

(2)コメントの問題点と修正すべき点

利用者負担作業チームでは、負担軽減策の客観的な評価をおこなうために、2006年の自立支援法施行時、2007年の特別対策実施時、2008年の緊急措置実施時、2009年の緊急措置見直し時における所得階層別の利用者数の資料提出を求めた。なぜならば、負担軽減策を実証的に検証するためには、軽減策の実施によって、どのくらいの人たちの負担上限が引き下げられたかを把握しなければならないからである。また毎年度の負担軽減策の見直しは、負担上限の引き下げと対象要件の緩和が中心であったことからも、その評価をおこなうためには、軽減された負担上限ごとの利用者数の推移を把握することは当然必要なことであった。

しかし厚生労働省からは、課税世帯と非課税世帯の利用者数の資料は提供されたものの、

「負担軽減策によって負担上限額が軽減された利用者数は把握できない」との返答だった。また「過去においても実態を把握していない」との回答だった。

そのため利用者負担作業チームは、都内区市町村の実態調査結果をもとに検討し、「厚労省が制度による影響や実態を十分把握することなく、応益負担の根本的欠陥にメスを入れずに部分的な修復にとどめた」という評価をせざるを得なかった。

なお厚生労働省のコメントで、実態把握の根拠としている「平成 21 年 11 月に障害者自立支援法の実施前後のサービスの利用者の実負担額を調査」したというのは、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、金沢市の 5 市の抽出調査であり、そのサンプル数も 1,827 人であったため、「影響や実態を把握した」に値する十分なデータとはいえない。さらに実負担額とは、課税世帯から非課税世帯までを含めて実際に負担している額の平均であるため、これをもって、負担軽減策の制度評価にはなり得ない。

その結果、厚生労働省のコメントにある「施行前後におけるサービスの利用者の実負担額を調査するなど、法施行による影響や実態を把握した」は削除すべきである。

- 2. 食費、光熱水費、送迎利用料等の実費負担のあり方と問題点
- (1) 利用者負担作業チームのまとめに対する厚生労働省のコメント

実費負担の問題点については、インスタントラーメンのお湯代の徴収や、食材費だけでなく 給食の人件費をキャンセル料に課している事業者があるなどを踏まえて、「実費負担が適切な 負担であるか否かを制度的に規制することが求められる」と指摘した。それに対して厚生労働 省は、以下のようにコメントされた。

(各論)

○ 利用者が急病等により生活介護サービス等の利用をキャンセルした場合において、事業者が当該利用者やその家族等に連絡を取り、利用者の状況等の確認を行った場合には、欠席時対応加算の算定が可能となります。

(2)コメントの問題点と修正すべき点

欠席時対応加算は、あくまでも報酬費の日額払い制度の補完制度であり、給食等のキャンセル料とは直接の関係はない。欠席時対応加算が欠席によるキャンセル対応策であるならば、「月4日まで」という上限が設けられる必要はないはずである。

その結果、各論のこのコメントは削除すべきである。